

治水

発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区麹町4丁目8番26号 ロイクラトン麹町
電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664
ホームページ <http://zensuiren.org/>
お問い合わせ zensuiren@k2.dion.ne.jp
編集・発行 椿本和幸

7/7は川の日です

せせらぎに ぼくも魚も すきとおる

河川愛護月間

7月1日～7月31日

◆標語(平成22年募集)は国土交通大臣賞 松永 卓真さん(熊本県八代市立太田郷小学校)の作品
◆絵手紙(平成28年募集)は国土交通大臣賞格を受賞された方々の作品

◆主催: 国土交通省 / 都道府県 / 市町村
◆後援: 内閣府 / NHK / 一般社団法人日本新聞協会 / 一般社団法人日本民間放送連盟
◆協賛: 公益社団法人日本河川協会 / 公益財団法人リバーフロント研究所 / 公益財団法人河川財団 / 全国治水期成同盟会連合会 / 全国水防管理団体連合会 / 一般社団法人建設広報協会 / 一般財団法人河川情報センター / 一般財団法人豊良瀬遊水池アクリメーション振興財団 / 全国建設弘済協議会 / 一般社団法人全国海岸協会

7月1日～7日は河川水難事故防止週間
(川の防災情報) <http://i.river.go.jp>
(気象庁天気予報) 「市外局番」+「177」

「絵手紙」募集中!!
詳しくは <http://www.mlit.go.jp/river/aigo/index.html>
平成29年9月29日(金)必着
今すぐアクセス

7月は河川愛護月間

目次

陣内孝雄前会長 退任のご挨拶……………2
 岩井國臣会長 就任のご挨拶……………3
 河川愛護月間……………4
 平成29年度「河川愛護月間」実施要綱……………4
 「河川愛護月間」絵手紙募集要領……………6
 海岸愛護月間(7月1日～7月31日)について……………7

森と湖に親しむ旬間……………9
 新丸山ダム転流工着工式……………11
 岩木川大川・三世寺地区堤防整備完成式……………13
 千曲川左岸堤防改修事業
 (長野市柳原・朝陽・大豆島地区) 起工式……………17
 「加古川改修事業 加東市滝野地区着工式典」の開催……………20

陣内孝雄前会長 退任のご挨拶



■ 全国治水期成同盟会連合会 前会長 陣内 孝雄

去る、5月25日に開催されました第69回通常総会をもちまして、任期満了により会長を退任いたしました。

平成13年6月に坂野重信前会長の後を受けて、第9代会長に選任されて以来、16年間の永きに亘り会長を務めさせていただきました。その間、会員、役員、評議員、国土交通省、地方公共団体の皆様をはじめ、関係の皆様からいただきましたご支援、ご協力に心より感謝申し上げます。

私が会長に就任した以降も台風等による豪雨により、尊い人命や貴重な財産が失われ、近年は、一昨年の関東・東北豪雨、昨年の北海道・東北を襲った台風10号等に見られるように全国各地において水災害が頻発・激甚化しております。

治水事業は、洪水等の災害から国民の生命と財産を守り、健康で豊かな生活環境と安全で活力ある社会を実現するためには、最も根幹的となる重要な社会資本整備であり、いつの時代もその重要性は普遍であり、財政が危機的な状況にあっても「国家百年計」として国が着実に実施しなければならない事業であることを銘記し、治水施設の計画的な促進を求め、治水事業費の確保を全面的に打ち出し、訴え続けて参りましたが、予算額は最近増加傾向にあるものの、最盛期の6割程度に留まっております。会員の皆様にさらなるご尽力をいただき、安全で安心な国土の形成が成し遂げられるためにも、当連合会の役割は、ますます重要なものとなっていくことと存じます。

今後は、会長職は離れますが、最高顧問として、微力ながらお役に立ちたいと考えております。

後任の会長には、岩井國臣氏が就任いたしましたので、なにとぞ私同様にご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、会員、役員、評議員、国土交通省、地方公共団体の皆様をはじめ、関係の皆様のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、退任の挨拶といたします。

岩井國臣会長 就任のご挨拶



■ 全国治水期成同盟会連合会 会長 岩井 國臣

陣内前会長の退任を受けて、会長に就任いたしました岩井國臣でございます。就任に当たりまして、会員、役員、評議員、国土交通省、地方公共団体の皆様をはじめ、関係の皆様へ一言ご挨拶申し上げます。

当連合会は、昭和23年3月に全国治水期成同盟会連合会結成総会を開催し、「本会は治水事業の実施を強力に推進するための挙国運動を以て目的とする」とした14条からなる全水連規約を議決しています。戦火の痕跡が残る国土を昭和20年には、枕崎および阿久根台風により、昭和22年には、カスリーン台風等により、創立した昭和23年9月には、アイオン台風により、未曾有の被害が生じています。

近年においては、治水・利水事業の促進により、防災・減災対策は、進みつつありますが、全国各地において水災害が頻発・激甚化しており、住民の逃げおくれや家屋の浸水により甚大な被害が発生しております。

このため国土交通省におかれましては、一昨年来、「施設で防ぎきれない大洪水はかならず発生するもの」との考えに立ち、ハード・ソフト一体となった対策により社会全体で洪水に備える「水防災意識社会

再構築ビジョン」の取り組みを進めていただきましたが、この取り組みをさらに加速し、洪水からの「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を実現するための抜本的な対策を講ずることとした、水防法等の一部改正を行いました。治水事業の促進とそれらの施策の推進に、当連合会の役割もますます増大しているところであります。

皆様のご期待に応じられるよう、微力ではありますが誠心誠意努力して参る所存でございますので、何卒変わらぬご指導、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶といたします。

河川愛護月間

(H29.7.1 ~ 7.31)

～ せせらぎに ぼくも魚も すきとおる ～

国土交通省水管理・国土保全局治水課

河川は、私達の生活にうるおいとやすらぎを与えてくれる貴重な水と緑の空間であり、良好な河川空間への国民の関心はますます高まっています。

そこで、国土交通省では、河川が地域住民の共有財産であるという認識の下に、河川についての理解と関心を深め、地域住民、市民団体や関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・再生を積極的に推進するとともに、河川愛護意識が広く国民の間で醸成されることを目的として、7月を「河川愛護月間」と定め、河川愛護運動を実施しています。

本年度も、各地方整備局、都道府県、市町村等が主体となって、地域住民、河川愛護団体、関係行政機関等の協力を得て、「せせらぎに ぼくも魚も すきとおる」(平成22年「河川愛護月間」推進標語募集、最優秀賞作品)を推進標語として、河川愛護運

動を積極的に展開することとしています。

月間中は、ポスター、チラシ等による広報活動をはじめ、全国各地で、河川のクリーン作戦、絵画・作文等のコンクール等地域の実情に応じた様々な活動を積極的に実施することとしています。

特に、河川のふれあい点検、水面利用・川下り、川の指導者等の人材育成の支援など、河川での地域住民、市民団体等とのコミュニケーションの充実を積極的に図ることとしております。

また、これらの活動に加え、河川愛護月間の推進特別事業として例年好評をいただいております絵手紙の募集も行うこととしております。

これらの行事に、一人でも多くの方が参加され、河川愛護運動の主旨をご理解いただけるよう、一層の御協力をお願いいたします。

平成 29 年度「河川愛護月間」実施要綱

1. 目的

この運動は、身近な自然空間である河川への国民の関心の高まりに応えるため、地域住民、市民団体と関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・再生への取り組みを積極的に推進するとともに、国民の河川愛護意識を醸成することを目的とする。

2. 期間

平成 29 年 7 月 1 日(土) から 7 月 31 日(月) まで

3. 主催

国土交通省、都道府県、市町村

4. 後援

内閣府、NHK、一般社団法人日本新聞協会、
一般社団法人日本民間放送連盟

5. 協賛

公益社団法人日本河川協会、公益財団法人リバーフロント研究所、公益財団法人河川財団、全国治水期成同盟会連合会、全国水防管理団体連合会、一般社団法人建設広報協会、一般財団法人河川情報センター、一般財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団、全国建設弘済協議会、一般社団法人全国海岸協会

6. 運動の重点

・地域と一体となった良好な河川環境の保全・再生

- ・地域社会と河川との関わりの再構築
- ・河川愛護意識の醸成
- ・河川の適切な利用の推進

7. 推進標語

「せせらぎに ぼくも魚も すきとおる」

(平成 22 年「河川愛護月間」推進標語募集、最優秀賞作品)

8. 実施要領

河川管理者は、地域住民、市民団体、関係行政機関等と協力し、この月間中に、河川愛護の意識が広く国民の間で醸成されるよう、次に掲げる活動及び地域の実情に応じた多様な活動を積極的に展開するものとする。

(1) 地域と一体となった良好な河川環境の保全・再生

イ. 良好な河川環境の保全・再生

良好な河川環境を保全・再生するため、地域住民、市民団体等が主体となって行う河川環境の保全・再生等に関する活動を積極的に支援する。

ロ. 河川の美化

月間中に「川のクリーン作戦」等を企画し、河川に関わる市民団体、町内会、関係行政機関等と協力しつつ河川美化を推進する活動を行うとともに、堤防、河川敷等に廃棄されたゴミの一斉清掃等を行う。

(2) 地域社会と河川との関わりの再構築

イ. 地域住民、市民団体等と協力した河川の点検等

すべての人々が親しみやすい河川空間にするため、地域住民、市民団体等と河川管理者が協力して、川へのアクセスや利用について点検する機会を設け、今後の川づくりに反映させる。

ロ. 水面の利用、川下り等

多くの河川で、カヌー、ボート、イカダ等による河川の水面利用が行われるようになってきている。地域住民、市民団体等による河川の水面利用を体験する活動を支援するとともに、河川の水面利用の安全点検を河川利用者と河川管理者が協力して行う。

ハ. 川の指導者等の人材育成の支援

川に対する基本的な知識、川での様々な遊び、地域の歴史・文化等を教えることのできる「川の指導者」等の人材を育成し、それぞれの地域で子

どもに対して川での遊び方を教える活動等を支援する。

ニ. 河川に関する地域住民等とのコミュニケーションの充実

河川は、地域の水循環の主軸で、地域の文化、風土等とのつながりを有している。このため、川や流域における「川の365日」の情報の積極的な提供に努め、関係機関や地域住民、市民団体等とのコミュニケーションの充実を図る。

(3) 河川愛護意識の醸成

イ. 河川についての広報活動の実施

報道関係機関等の協力を得て、積極的に河川に関する広報活動を行う。

広報誌、折り込み、スライド、ポスター、ステッカー等を活用し、この月間の趣旨の地域住民、市民団体、河川利用者等への浸透を図る。

ロ. 河川愛護団体への支援等

河川愛護団体への支援に努め、必要に応じて表彰等の措置を講じ、河川愛護意識の醸成を図る。

なお、みどりの愛護功労者国土交通大臣表彰に推薦されるよう積極的に努めるものとする。

ハ. 各種行事の開催

7月7日が「川の日」であることも踏まえ、「川の日」と連携した講演会、シンポジウム、河川に関する写真、絵画、作文のコンクール等を積極的に開催するとともに、優秀な作品について表彰、展示を行う等により、河川愛護意識の醸成を図る。

(4) 河川の適切な利用の推進

イ. 関係行政機関が共同して河川のパトロールを実施する等、河川利用者等に対し河川の適切な利用に関する指導等を行う。

ロ. 地域において、住民の日常的な河川空間の利用が促進され、地域づくり、まちづくりにおいて活かされるよう関係機関との連携の強化を図る。

(5) 河川水難事故防止週間における啓発活動の実施

イ. 近年多発する河川水難事故を受け、7月1日から7日までを河川水難事故防止週間とする。

ロ. 出前講座の集中的な実施等による河川水難事故防止に関する啓発活動を行う等により、河川利用者に対し川を利用する際の安全意識の向上を促す。

「河川愛護月間」絵手紙募集要領

1. 目的

「河川愛護月間(7月1日～7月31日)」における広報活動の一環として、平成16年度より同月間推進特別事業として様々な作品を募集してきました。平成29年度も、昨年に引き続き、絵手紙を小学生、中学生、高校生及び一般の方々を含め広く募集し、河川愛護意識の高揚を図ることとします。

2. 応募規定

① 募集内容

・テーマ

「川遊び～川での思い出・川への思い～」

・募集作品

川遊びで川に潜ったり、川の生き物を観察したなど、川での体験や川と触れ合い感じた「川での思い出や川への思い」を文章にし、絵と組み合わせ描いた「絵手紙」を募集します。

デザイン、彩色、画材は自由です。(写真は応募できません。)

② 応募資格

河川愛護月間の趣旨に賛同して頂ける方。年齢、性別、職業などの制限はありません。(応募できる作品は一人一作品です。)

③ 応募作品のサイズ

郵便はがきサイズ(100mm×148mm)

④ 応募方法

応募作品の裏面に氏名、住所、電話番号のほか、小学生・中学生・高校生は学校名と学年を明記の上、下記送付先へ応募してください。

(氏名、住所及び学校名にはふりがなを付けてください。)

※ご記入頂いた個人情報は、応募作品の審査に関する確認、審査結果連絡の目的以外には使用致しません。

⑤ 応募上の注意

・応募作品の使用・著作権は、国土交通省に帰属します。

・応募作品は、未発表のオリジナル作品に限ります。
・応募作品は、返却致しません。

⑥ 締め切り

平成29年9月29日(金)まで(当日必着)

3. 審査方法

水環境の専門家、マスコミ関係者、美術の専門家等で構成する審査会において審査を行い、入賞作品を決定致します。

4. 入選の発表

審査終了後に、入賞者に直接通知するとともに、国土交通省ホームページ、機関誌等にも掲載します。

5. 作品使用

優秀作品は、平成30年度「河川愛護月間」ポスター、チラシ等に使用するほか、「河川愛護月間」の推進に幅広く活用します。

6. 賞

最優秀賞(国土交通大臣賞)	1点
優秀賞(国土交通事務次官賞)	6点
優良賞(国土交通省水管理・国土保全局長賞)	8点
審査員特別賞	5点

7. 表彰

国土交通省から賞状を、協賛団体から副賞を贈呈します。

8. 送付先・問い合わせ先等

(送付先)

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省水管理・国土保全局治水課内
「河川愛護月間」絵手紙募集係

(問合せ先等)

国土交通省水管理・国土保全局治水課管理係
03-5253-8111(内線 35663)

HP アドレス

<http://www.mlit.go.jp/river/aigo/index.html>

海岸愛護月間 (7月1日～7月31日) について

—美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して—

国土交通省水管理・国土保全局海岸室

平成29年度
海岸愛護月間
7月1日(土)～7月31日(月)

美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して

国民の祝日「海の日」、今年は7月17日です。

主催 / 国土交通省、都道府県、市町村

【後援】
内閣府、全国知事会、全国市長会、全国町村会、一般社団法人 全国海岸協会、一般社団法人 建設広報協会、一般社団法人 水産養殖技術協会、公益財団法人 河川財団、一般財団法人 河川情報センター、公益財団法人 リバーフロント研究所、一般財団法人 国土技術研究センター、港湾海岸防災協議会、一般社団法人 日本マリナー・ビーチ協会、一般財団法人 みなと総合研究財団、一般財団法人 沿岸技術研究センター、日本ライフセービング協会、一般社団法人 J.E.A.N.、日本ワミガメ協議会、大阪湾沿岸域環境創造研究センター、地域交流センター

海岸は、古くから生活の場や祭り等の交流の場、海上交通との接点や漁業等の生産活動の場として利用されているほか、住民にうるおいと安らぎをもたらす憩いの場として親しまれてきております。また近年においては、余暇時間の増大による国民のレクリエーションの多様化、ビーチバレーや花火大会等の地域活性化のための様々なイベントの開催など、海岸利用のニーズは高度化、多様化するとともに量的にも

拡大しつつあります。このように海岸は、貴重な生活空間として、また共通の財産として、人々がふれあうことができるように、常に良好な状態に保つ必要があります。

国土交通省においては、国土保全を図りながら、良好な海岸環境の保全と創出、適正な海岸の利用を推進しているところですが、最も大切なことは、国民一人一人が海岸に親しみを持ち、海岸を愛する心を持

つことです。

そこで、昭和47年度から毎年7月の1ヶ月間を「海岸愛護月間」と定めて、海岸に対する理解と関心を深めるとともに、海岸愛護思想の普及・啓発、及び防災意識の向上に努めることとしております。なお、平成14年度より海の恩恵に感謝するとともに海洋国日本の繁栄を願う「海の日」の趣旨も追加して普及・啓発に取り組んでいます。

海岸愛護月間中は、関係都道府県等との共催、各種団体の後援により次のような海岸愛護運動を予定しておりますので、一人でも多くの方々に参加していただきますとともに、海岸愛護運動に一層の御理解と御協力をお願いいたします。

1. 海岸愛護思想の普及と啓発

(1) 海岸に関する広報活動の実施

報道機関等の協力を得て海岸に関する広報活動を積極的に実施します。

また、ポスター等を活用し、この運動の趣旨を沿岸地域住民の皆さんへ広くPRします。

(2) 海岸愛護団体の育成等

沿岸地域住民の皆さんの協力を得て、海岸愛護団体の組織化及び育成強化に努め、顕彰等の措置を通じて海岸愛護思想の高揚を図るとともに、「海岸協力団体」制度の活用にも努めます。

(3) イベント等の実施

海岸に関する認識を深め、海岸愛護思想の一層の普及を図るため、月間内に講演会、シンポジウムや見学会等の各種イベントを積極的に開催します。

2. 海岸清掃等による良好な海岸環境の創出

海岸における良好な景観及び環境を保全するため、都道府県、地域住民、民間団体、関係地方公共団体、関係行政機関等地域の多様な主体が参加・連携をして、海岸、海浜に投棄された空き缶等のゴミの清掃等を行い、快適で潤いのある海岸環境の創出を積極的に推進します。

3. 海岸の適正な利用の確保

関係機関が共同して海岸のパトロールを実施するこ

となどにより、沿岸住民や利用者に対して海岸の適正な利用をアピールします。

(1) 海岸や海浜をみだりに自動車、資材等の置き場や作業場等として使用しないよう指導するとともに、ゴミ等の投棄の防止を図ります。

(2) 海岸や海浜を不法に占有している場合においては、許可が可能なものは速やかに所定の手続きを指導します。その他のものは速やかに是正するとともに、占有を許可したものについても適正な維持管理の指導を行います。

(3) 海岸保全施設の維持に支障が生じる恐れがあるもの、他の利用者の迷惑になるもの等について、適正な利用が行われるように指導します。

4. 防災意識の向上

平成23年3月11日の「東北地方太平洋沖地震」により甚大な津波被害が発生したことから、本月間の実施にあわせて、被害を最小限にすることを目的として、津波災害のパネル展示や地震・津波啓発ビデオによる広報活動の実施、教育関係者や小中学生等を対象とした地震・津波のメカニズムについての講習会の実施、津波ハザードマップの配布などを行い、沿岸地域住民皆さんなどの防災意識の向上を図ります。

5. 国土交通省が後援を予定しているイベント

第32回海岸愛護写真コンクール

①目的

私たちにうるおいとやすらぎ与えてくれる貴重な空間である海岸を大切にしていこうという海岸愛護思想の普及を図る

②スケジュール

写真募集期間

平成29年8月～11月(予定)

入賞作品決定

平成30年3月中旬(予定)

入賞作品パネル展示

平成30年7月～11月(予定)

国土交通省1Fロビー(7月)等

③主催

一般社団法人 全国海岸協会

<http://www.kaigan.or.jp>

森と湖に親しむ旬間

(H29.7.21 ~ 7.31)

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課

●呼びかけ統一標語

ふれあいさわやか 森と湖
もう一つ ふるさと見つけた 森と湖
さわやかな 心のオアシス 森と湖

●統一シンボルマーク



農林水産省及び国土交通省では、毎年 7 月 21 日から 31 日までを「森と湖に親しむ旬間」と位置づけ、イベントを中心とした様々な取り組みを昭和 62 年度より実施しています。

この旬間は、国民の皆様には森林や湖に親しんでいただくことで、心と体をリフレッシュしながら、森林やダム等の重要性について理解を深めていただくことを目的として定めたものです。

本年度も旬間中は農林水産省、国土交通省、独立行政法人水資源機構、都道府県、市町村等が主

催者となり、全国各地の管理ダムを中心としたダムの堤体内・発電所・水源林の見学会や周辺でのレクリエーション等が実施されるほか、ホームページ、チラシ等により広報活動を展開していきます。

国土交通省水管理・国土保全局のホームページにも、全国のイベント情報などを掲載する予定です。

<http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/campaign/shuninkan/index.html>

以下に、本旬間の実施要綱を紹介します。

平成 29 年度「森と湖に親しむ旬間」実施要綱

1. 目的

国民に森と湖に親しむ機会を提供することによって、参加者の心身をリフレッシュするとともに、森林、ダム、河川等の重要性について、国民の関心を高め、理解を深めることを目的とする

2. 期間

平成 29 年 7 月 21 日(金) ~ 7 月 31 日(月)

3. 主催

農林水産省、国土交通省、独立行政法人 水資源機構、都道府県、市町村

4. 後援

内閣府、日本放送協会、一般社団法人 日本新聞協会、一般社団法人 日本民間放送連盟

5. 協賛

公益社団法人 日本河川協会、一般財団法人 国土技術研究センター、一般財団法人 河川情報センター、公益財団法人 河川財団、一般財団法人 日本ダム協会、一般社団法人 ダム・堰施設技術協会、一般財団法人 ダム技術センター、一般財団法人 水源地環境センター、全国治水期成同盟会連合会、一般社団法人 全国治水砂防協会、一般社団法人 建設広報協会、全国建設弘済協議会、公益社団法人 国土緑化推進機構、一般社団法人 日本治山治水協会、全国森林組合連合会、一般社団法人 全国森林土木建設業協会、一般社団法人 日本林業協会、一般社団法人 日本林業土木連合協会、一般社団法人 全国木材組合連合会、一般社団法人 日本森林技術協会、一般財団法人 日本森林林業振興会

6. 行事等の実施主体等

(1) 実施主体

農林水産省、国土交通省、(独)水資源機構、各地方公共団体、マスコミ関係機関、民間企業等の主催や協力により各種行事が実施されるよう調整する。

(2) 実施場所

全国各地の森林、全ての管理中のダム(国・機構・都道府県)及び可能な限り多くの利水ダムにおいて行うことを目標とする。

7. 実施内容等

(1) 行事実施の考え方

水と緑に恵まれた自然豊かな森と湖に集い、自然環境に親しみ、人と人との交流を深め、やすらぎやうるおいを感じてもらうことを通して森と湖の大切さを理解することを目的に、全国各地の水源地域等において各種行事、広報活動等を実施する。

(2) 実施内容

- ア. 森林、ダム、湖沼の美しさ、快適さを享受するための行事等の実施
- イ. 森林、ダム、湖沼に対する理解、関心を深めるための行事等の実施
- ウ. 森と湖のある上流水源地域住民と下流都市地域住民との交流
- エ. その他

【昨年度の様子】

「森と湖とダムに親しむまつり」
(定山溪ダム：北海道札幌市)



ダム見学会の様子

「田瀬湖湖水まつり」
(田瀬ダム：岩手県花巻市)



花火大会の様子

「音水湖カヌーまつり」
(引原ダム：兵庫県宍粟市)



カヌー体験の様子

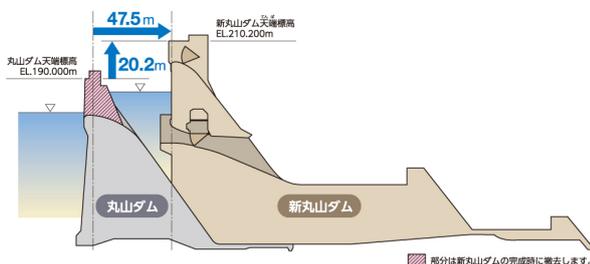
新丸山ダム転流工着工式

中部地方整備局新丸山ダム工事事務所

国土交通省が木曾川中流部に位置する丸山ダムの再開発として建設を進めている「新丸山ダム」において、平成 29 年 4 月 23 日(日)、岐阜県可児郡御嵩町にて転流工工事の着工式を執り行いました。



新丸山ダム位置図



新丸山ダム標準横断面

式典には、地元地区の代表者の皆様をはじめ、ダム水源地域及びダム下流域の関係自治体の長、地元選出の国会議員、県議会議員、市町議会議員等、約 200 人にご臨席頂きました。

式典では、大野泰正国土交通大臣政務官より「この事業にご理解ご協力を頂いている地元の皆様、地権者の皆様、本当にありがとうございます。今後より一層スピードアップを図っていきます。」との挨拶がありました。続いて金子一義衆議院議員、古屋圭司衆議院議員、渡邊猛之参議院議員、足立敏之参議院議員、上手繁雄岐阜県副知事、矢島成剛岐阜県議会議長、金子政則八百津町長、渡邊公夫御嵩町長、藤井浩人美濃加茂市長、中野正康一宮市長、伊藤徳宇桑名市長から祝辞が述べられました。



挨拶：大野 泰正国土交通大臣政務官



祝辞：金子 政則八百津町長



祝辞：渡邊 公夫御嵩町長

そして、川瀬宏文新丸山ダム工事事務所長が工事報告として、事業の経緯と進捗状況について説明を行いました。その後、「鍬入れ式」と「くす玉開披」が行われ、出席者より盛大な拍手が送られました。式典の最後には、地元八百津保育園年長組の園児 25 名による鼓笛隊の元気の良い演奏が披露され、和やかに閉式となりました。



鍬入れ式



くす玉開披



鼓笛隊

新丸山ダム建設事業は、昭和 58 年 9 月の戦後最大規模の洪水による甚大な被害を契機とし、昭和 61 年から建設に着手しています。木曾川河口から約 90km 上流に位置する丸山ダムを 47.5m 下流の位置で 20.2m 嵩上げて高さ 118.4m の多目的ダムを建設し、木曾川の治水安全度を向上させるとともに河川環境を保全し、電力供給を増強します。総貯水容量は約 1 億 3,000 万 m^3 、有効貯水容量は約 9,000 万 m^3 であり、特に洪水調節容量は、現丸山ダムの約 3.6 倍の容量 7,200 万 m^3 を確保します。



ダムサイトと新丸山ダム完成イメージ

現丸山ダムは木曾川本川の洪水調節と発電という重要な機能を有しており、新丸山ダムの施工にあたっては、現丸山ダムを運用しながら行う必要があり、技術的な課題も多くあります。

新丸山ダム建設事業が「ダム再生」のひとつのモデルケースとなるよう技術開発を進めていきたいと考えています。

そして、沿川の安全・安心の確保と発展のため、早期の本体着工、完成を目指して事業を着実に推進するとともに、水源地域の振興に貢献できることを地域の皆様と共に考え、実施して参ります。

岩木川大川・三世寺地区堤防整備完成式

国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所

1. はじめに

平成 29年 4月 23日(日)、岩木川中流部の青森県弘前市大川地内において、来賓、関係者を含む約 100名 の出席の下、「岩木川大川・三世寺地区堤防整備完成式」が執り行われました。

位置図



大川・三世寺地区堤防整備位置図

2. 岩木川流域治水の概要

岩木川は、青森県西部の日本海側に位置し、その源を青森・秋田県境の白神山地に発し、弘前市付近で流れを北に変え、平川、浅瀬石川等の支川を合わせて津軽平野を貫流し、十三湖に至り日本海に注ぐ、幹川流路延長 102km、流域面積 2,540km²の一級河川です。

流域は、津軽地方の拠点都市である弘前市、五所川原市をはじめ、6市5町2村からなり、津軽地域における社会・経済・文化の基盤を成しています。

「津軽の母なる川」岩木川の国直轄による治水対策は大正 7年 12月 1日に当時の五所川原町(現五所川原市)に内務省秋田土木出張所岩木川改修事務所が設置され、以後、幾多の洪水に見舞われながらも、約 100年に亘り、各地区の築堤工事や十三湖水戸口突堤工事、目屋ダムの建設等が進められてきました。

昭和 48年より建設を進めていた浅瀬石川ダムは昭和 63年に完成し、また、平成 3年に着手した津軽ダムについても、地域の期待を受け、平成 28年度に完成を迎え

ました。

また、昭和 50年、52年の大洪水を契機とした激甚災害対策特別緊急事業、緊急施工計画等により、河道内の整備も進み、流域の治水安全度は着実に向上してきました。

現在、上・下流部に比して、安全度が相対的に低くなっている中流部について、安全度のアンバランス解消に向け、集中的に整備を進めているところです。

3. 平成 25年 9月台風 18号洪水

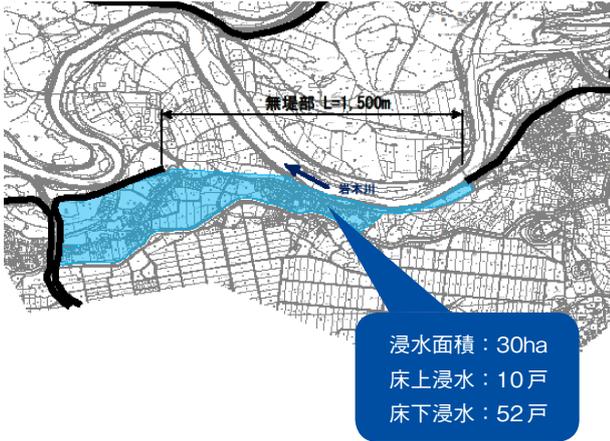
岩木川中流部の整備を進めていた矢先の平成 25年 9月 16日に、日本列島を縦断し各地に甚大な被害をもたらした台風 18号の影響を受け、岩木川流域でも記録的な豪雨となりました。

岩木川直轄管理区間の全ての水位観測所において避難判断水位を超過する中、中流部の水位観測所では計画高水位を超過するとともに観測史上第 1位となる水位を記録しました。

流域市町村からは避難勧告・避難指示が発令された一方、水防団員などによる水防活動により、堤防越水に伴う破堤氾濫を未然に防ぐことができましたが、無堤区間であった大川・三世寺地区においては、岩木川からの溢水が生じ、約 30ha に亘り、62戸の家屋浸水が発生しました。



大川・三世寺地区における洪水被害状況



無堤部からの浸水状況



政府調査団の現地視察状況

溢水被害の発生した当地区については、緊急対策として、1,200mに亘り、延べ2,300個の大型土のうを設置し、同規模出水に対する再度災害防止を図りました。



大川・三世寺地区の住宅地浸水状況



浸水防止緊急対策（大型土のう設置）状況

4. 緊急対策の状況

全国の出水被害を受け、各地に政府調査団が入る中、付近住民の方々も生まれて初めての浸水被害を経験された当地区についても、木村内閣総理大臣補佐官を団長とする調査団が9月20日に現地を確認しました。

地域の惨状を目の当たりにした団長からは、緊急対応、抜本的な対策についての指示が出されました。

5. 築堤工事の概要

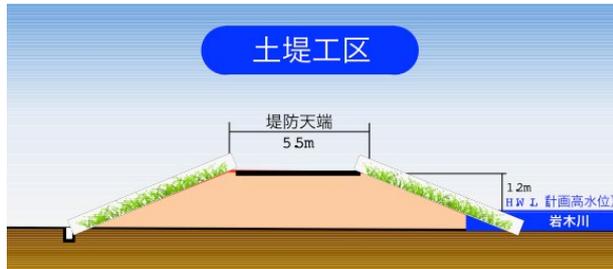
緊急対策と平行して、築堤設計、関係機関との協議を進め、平成26年3月の地元への計画説明を経て、平成26年度当初から用地買収・補償手続きを開始しました。



工事概要

用地取得の進捗に併せて、平成 27 年 5 月には一部区間で工事に着手し、築堤工事を順次進め、平成 28 年度内の工事完成を目指してきたところです。

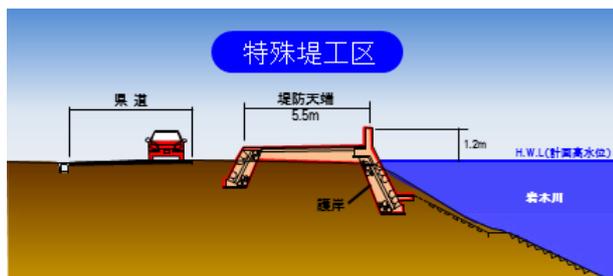
堤防の全体延長は 1,470m、うち一部区間については、現地条件の制約等から、胸壁を設けるパラベット構造の特殊堤としました。



堤防横断面図（土堤部）



土堤部完成状況



堤防横断面図（特殊堤部）



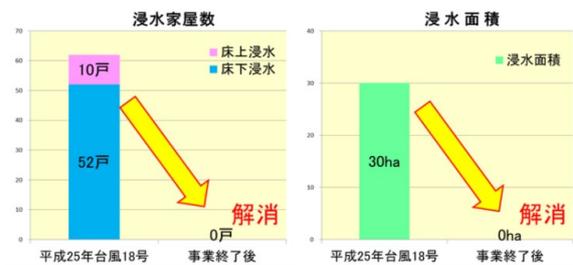
特殊堤部完成状況

工事の実施にあたっては、狭隘な施工ヤードにおいて、現道の交通に配慮しつつ、地域の方々や関係機関との調整を進めながら、無事、無事故で 28 年度内に完成することができました。



築堤工事完成状況

堤防整備により、平成 25 年 9 月と同規模の洪水が発生した場合でも、浸水被害の発生を防ぐことができます。



堤防整備による浸水解消効果

6. 完成式の概要

4 月 23 日に執り行われた完成式では、葛西憲之弘前市長、泊宏国土交通省水管理国土保全局治水課長（藤巻事業監理室長代読）の挨拶に続き、三村申吾青森県知事（浅利県土整備部長代読）、木村太郎衆議院議員から祝辞をいただいた後、関係者によるくす玉開披を行い、完成を祝いました。



葛西弘前市長挨拶



治水課長挨拶（藤巻事業監理室長代読）



地元関係者による記念撮影



関係者によるくす玉開披

また、式典に先立ち行われた、オープニングアトラクションでは、祭りやイベントで活躍している青女子登山囃子保存会に参加いただき、ご当地出身歌手吉幾三さん作詞作曲の「岩木川」の演奏により、式典を盛り上げていただきました。



あおなご 青女子登山囃子保存会による「岩木川」演奏

終了後には、葛西弘前市長、木村衆議院議員、弘前市のゆるキャラ「たか丸くん」を囲み記念撮影をし、地元の方々に喜んでいただける式典となりました。

地元町内会では、自分たちの住んでいる地域は、自分たちで守るとの意識を持ち、日頃から、河川を利用した行事や清掃等を実施しています。

今月には、本格的な台風シーズンを迎えるにあたり、4年前の浸水被害を振り返りながら、堤防整備により安全度が向上したことを体感するウォーキングイベントを町内会主催で予定する等、岩木川と密接に関わりを持った暮らしが根付いています。

7. おわりに

津軽ダムの完成や当地区の今回の堤防完成により、治水安全度が格段に向上してきたことを、地域の方々に実感していただくことができました。

一方で、計画規模を上回るような大規模災害の発生が懸念されている今日、「水防災意識社会再構築ビジョン」の理念に基づき、一体的かつ計画的なハード・ソフト対策が必要になっています。

今後とも地域の方々のご理解、ご協力を頂きながら、安全・安心な地域づくりに向け、着実に事業を進めていきたいと考えているところです。

ちくまがわ
千曲川左岸堤防改修事業
 やなぎはら あさひ まめじま
(長野市 柳原・朝陽・大豆島地区) 起工式

国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所

1. はじめに

千曲川中流部である長野市柳原、朝陽、大豆島地区は、堤防の高さや断面が不足するとともに、浸透に対する安全度も不十分なことから、平成 26年 1月に策定した信濃川水系河川整備計画に弱小堤防の解消と堤防の質的強化対策が位置づけられました。このたび、この事業の早期完成を祈念して、平成 29年 4月 25日(火)、国、長野県、長野市の関係者、土地を提供いただいた地権者を含め約 100名が出席し、「千曲川左岸堤防改修事業(長野市柳原、朝陽、大豆島地区)起工式」が行われましたのでご報告します。

2. 千曲川の概要

日本で最も長い川として知られる信濃川は長野県内では千曲川と呼ばれ、その源は山梨(甲斐)、埼玉(武蔵)、長野(信濃)の三県にまたがる甲武信ヶ岳(標高 2,475m)に始まり、長野市で犀川と合流し、新潟市までの 367km を流れます。犀川は松本市で奈良井川と合流するまでは梓川と呼ばれ、北アルプスの槍ヶ岳(標高



3,180m) を源とし、千曲川と合流するまでの 157km を流れます。

3. 平成 18年 7月豪雨

千曲川における洪水としては過去 67年間の中で 5回の大水害があり、平成 18年 7月の洪水では立ヶ花観測所で観測史上第 2位の 10.68m の水位を記録し、計画高水位まであと 7cm に迫りました。

平成 18年 7月豪雨の気象状況は、7月 15日以降、梅雨前線が本州付近に停滞し、南から暖かく湿った空気の影響で活動が活発になり、長野県で雨が降り続けました。18日 21時には、梅雨前線が山陰地方から関東地方の南海上にのび、18日夕方以降、強い雨雲が長野県の中中部から南部にかかり、記録的な大雨となりました。千曲川河川事務所の贅川雨量観測所(犀川右支川奈良井川)で 15日から 19日の累計雨量 472mm を観測、流域平均雨量で 265mm(千曲川本川流域 248mm、犀川流域 312mm)となりました。

この洪水では、浸水戸数 48戸(床上 4戸、床下 44戸)、避難勧告・指示 201世帯、橋梁の通行止め箇所 5橋、さらには水防団のべ 4,900人が出動し、千曲川河川事務所管内約 70箇所水防活動を実施しました。また、市町村からの要請により、国土交通省所有の 6台の排水ポンプ車を 9箇所に派遣し、約 180,000m³(25m プール 600杯分)を排除し、浸水被害を軽減しました。特に千曲川と犀川合流部の直下流である長野市、須坂市では堤防からの漏水、河岸欠壊等が著しい状況にありました。

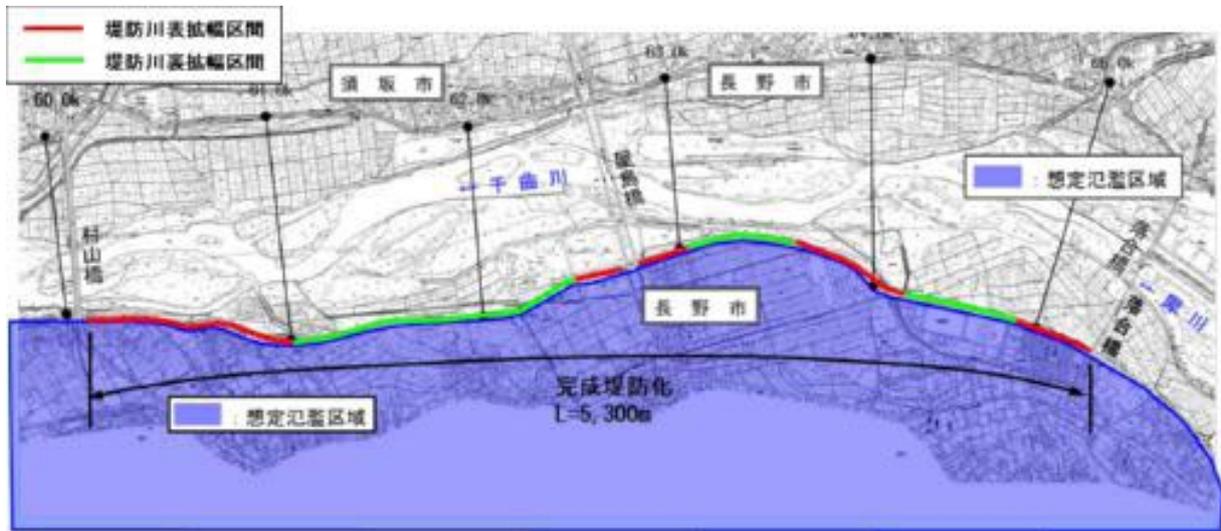




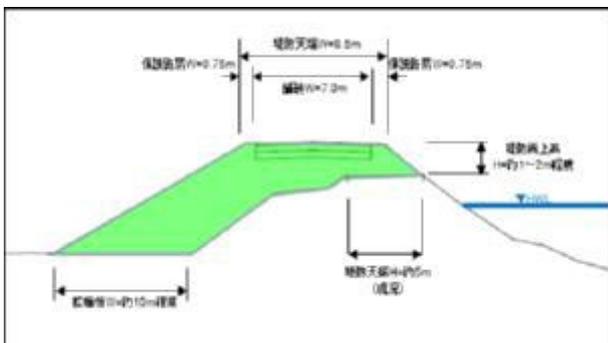
4. 千曲川左岸堤防改修事業(長野市柳原・朝陽・大豆島地区)の概要

千曲川と犀川が合流する直下流部の長野県長野市村山橋から落合橋区間の堤防は高さや断面が不足しているとともに、浸透に対する安全度が低く、洪水により堤防が決壊した場合、甚大な被害が発生する恐れがあります。

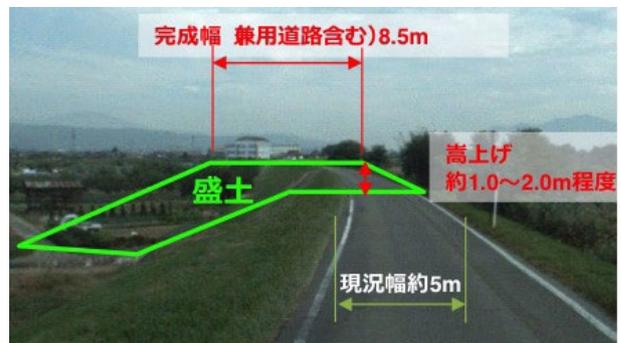
当該地区は平成 26年 1月に策定した信濃川水系河川整備計画では堤防の決壊、越流等による家屋浸水被害の防止又は軽減が図られるよう堤防の整備箇所として位置づけられており、本事業により、弱小堤防の解消及び質的強化対策を図るとともに、長野市堤防兼用道路の幅員改良と一体となって整備するものであり、全体延長 5,300m、平成 33年度完成を目指します。



工事概要



堤防横断面



現地状況からの断面イメージ

5. 起工式の概要

千曲川左岸堤防改修事業（長野市柳原・朝陽・大豆島地区）起工式では、オープニングに地元の獅子舞の披露後、千曲川改修期成同盟会長、千曲川護岸工事（芹田～長沼間）促進期成同盟会長である加藤久雄 長野市長より式辞、国土交通省水管理・国土保全局 泊 宏 治水課長の挨拶（北陸地方整備局 伊藤和久 河川部長 代読）がありました。また、来賓の地元県議会議員からの御祝辞を賜り、引き続き、堤達也 北陸地方整備局千曲川河川事務所長より事業説明が行われ、最後に鍬入れによる事業推進を祈念し、起工式は終了しました。

また、起工式に併せて、式典会場内ではこれまでの千曲川治水事業のあゆみ、i-Construction の取り組み、さらには来年度（平成 30 年度）に迎える千曲川・犀川直轄改修 100 周年記念事業に関するパネル展示などを実施しました。



獅子舞演奏状況



挨拶

泊 宏 国土交通省水管理・国土保全局 治水課長
（伊藤 和久 北陸地方整備局 河川部長 代読）



式辞
加藤 久雄 長野市長



鍬入れ

6. おわりに

本事業箇所は工場の立地が進んでいることから、人口増加が進み、物流拠点や商工業地の発展が期待されており、地域の方々の安全・安心な暮らしの実現、利便性の向上、そして産業経済を支える基盤がより強固となるよう事業推進を図る必要があります。

今後とも地域の皆様の御理解、御協力をいただきながら治水対策を着実に進めて参りたいと思います。

『加古川改修事業 加東市滝野地区着工式典』の開催

国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所
兵庫県加東市

はじめに

突き抜けるような五月晴れに恵まれた平成 29 年 5 月 14 日(日)、兵庫県加東市滝野地区加古川河川敷において、加古川河川改修事業の一環として行う同地区築堤工事に係る着工式典を開催しました。

式典は、姫路河川国道事務所と加東市で共催し、末松信介・国土交通副大臣、藤井比早之・同政務官のほか、加古川との関わりの深い国会議員や県議会議員、市会議員をはじめ、国、県、沿川首長、地元消防団などに参加いただき、沿川の地域住民も含め約 150 名の参加のもとで行われました。

1. 加古川および流域の概要

加古川は、その源を兵庫県朝来市山東町と丹波市青垣町の境界にある粟鹿山(標高 962m)に発し、丹波市山南町において篠山川を合わせ、西脇市において杉原川と野間川を、小野市において東条川、万願寺川を合わせ、さらに三木市において美嚙川を合わせながら播州平野を南下し、加古川市、高砂市で瀬戸内海播磨灘へと注ぐ幹川流路延長 96km、流域面積 1,730km²の一級河川です。

流域では、古くから加古川を水源として大規模な稲作が行われ、播磨の一大穀倉地帯として発展を遂げてきました。また、流域の農作物を大坂や江戸の都に運ぶ手段として、17 世紀初頭から加古川を利用した舟運が始まりました。現在の JR 加古川線の前身である「播州鉄道」の開通(大正 2 年)までの約 320 年間の長きにわたり、この舟運は主要交通機関として地域経済を支えてきました。

滝野地区のある加東市は加古川中流部に位置し、かつては加古川舟運の主要な積み替え拠点でした。その歴史は、中国自動車道、国道 175 号、372 号および JR 加古川線など、多様な交通網の結節点として引き継がれ、近年、工業団地への企業進出の伸びにより、製造品出荷額等が増加(北播磨地域第一位)しています。さらに、景勝地として有名な「闘竜灘」があり、日本一の酒米である「山田錦」の産地でもあるなど、活気と魅力にあふれた町です。



<図-1> 加古川流域位置図 <図> 闘竜灘

2. 加古川中流部河川整備推進協議会と緊急治水対策特定区間の指定

加古川では、平成 16 年 10 月の台風 23 号により流域全体で甚大な浸水被害が生じ、特に加古川中流部(加東市・西脇市域)においては約 600 戸の浸水被害を受け、緊急的な治水対策が必要となりました。中流部の河川整備を行った場合、氾濫していた洪水が下流に流下し、被害を増加させるおそれがあることから、同台風対応として、西脇市域の河川激甚災害対策特別緊急事業と合わせて、加東市域を含む直轄管理区間全川の緊急的な河道掘削等を実施しました。しかしながら、その後も平成 23 年台風 12 号、平成 25 年台風 18 号等による浸水被害が相次ぎ発生しており、早急な河川整備が必要となっています。



<図-2> 平成 16 年台風 23 号による浸水被害状況

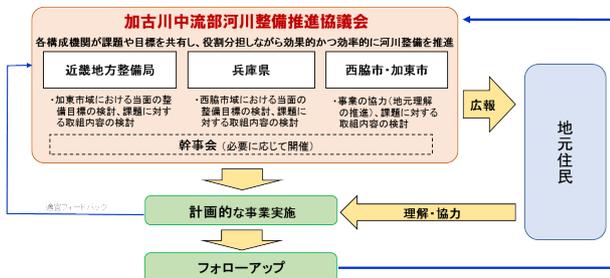
国、県それぞれが策定した河川整備計画においては、ともにその目標を戦後最大規模であった平成 16 年 10 月台風 23 号による洪水規模に対する被害の防止および軽減を図ることとしています。

加古川流域では、下流側の水位を大幅に低下させるよ

うな上流域での洪水調節による治水対策が困難であることから、これまで下流からの整備(築堤、河道掘削等)を継続的に進めてきました。高砂、加古川両市域における河道浚渫が一定程度進み、また平成 27年には小野市来住・大島地区における堤防整備が完成し、いよいよ上流側の加東市域における本格的な工事が可能となりました。

整備を進めるにあたり、国及び県の管理区間を跨いだ加東市・西脇市域では、国・県・両市が連携・協力し、地域と一体となって、集中的かつ計画的な予防的緊急治水対策を実施するため、河川整備の課題を共有し、当面の目標や実現に向けた役割分担を明確にした上で、効果的かつ効率的な河川整備を推進することを目的として、「加古川中流部河川整備推進協議会」を昨年立ち上げました。

さらに、平成 29年度からは滝野地区を「緊急対策特定区間」に設定し、概ね 10年間で築堤、河道掘削及び橋梁改築を重点的に実施することとしました。当面、特に近年も浸水頻度が高い地区について早期の被害軽減を図るため、前半の5年間で河高・下滝野地区では築堤(暫定)を完成させるとともに、全区間の用地取得を目指します。なお、西脇市福地、津万、西脇、郷瀬地区では、兵庫県による河道掘削及び堰改築を重点的に実施します。



< 図 - 3 > 加古川中流部河川整備推進協議会



< 図 - 4 > 緊急対策特定区間の概要

3. 式典の概要

式典では、地元の子どもたち(水龍童鼓会)による太鼓演奏を皮切りに、主催者である加東市の安田正義市長の式辞、末松副大臣、藤井政務官による挨拶の後、来賓の渡海紀三朗・衆議院議員、足立敏之・参議院議員、兵庫県議会、兵庫県からの出席者に祝辞をいただきました。

式辞の中で安田市長は、「加古川の河口から上流に向かって駆け登ってきた「河川改修事業」という「大きな鯉」が、いよいよ加東市上滝野の「闘竜灘」という「登竜門」を越えようとしています。縁起の良い故事になぞらえて、一日も早く河川改修事業が進み、大きな「龍」となって、大空を駆け登る姿を見たい。」と述べるとともに、100戸以上の家屋移転にかかる用地取得交渉への支援や、ハードの整備と併せたソフト対策の充実についても触れ、無事故による完遂、流域のさらなる安全・安心の確保について祈念しました。

また、地区の代表者からも事業への期待の言葉をいただき、最後は子どもたちも交えた鍬入れ式、出席者全員での万歳三唱などを行い、事業推進による地域の安全・安心を祈念しました。

式典後には、「山田錦」の里らしく鏡開きが行われ、振る舞われた地酒などを片手に、穏やかな夕陽に包まれる中で出席者間の交流が行われました。



< 図 - 5 > 式典の様子



< 図 - 6 > 鍬入れ式



< 図 - 7 > 築堤高と平成 16 年洪水時の実績水位

おわりに

交流の中で、多くの地域住民の方々から「ありがとう。」といった感謝のお言葉をいただきました。長年お待たせしていたにもかかわらずです。

これまで加古川改修促進期成同盟会からは、上下流の関係にある 6 市が一体となって流域全体の安全・安心のための河川改修について要望をいただけてきました。式典を終えた今、出水の度に待機・出動いただいている水防団の方々の思い、そして何より度重なる浸水被害に耐え、整備を心待ちにされてきた地域住民の方々への期待に応えるべく、今後とも関係機関と連携しながら、一日も早い完成に向けて整備を進めてまいりたいとの決意を新たにしました。

最後に、当式典の開催にあたりご協力をいただいた関係者の皆さまに、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。



< 図 - 8 > 地酒による鏡開き



< 図 - 9 > 式典後の交流の様子